

次に請願の権利に關し説明を爲すべし請願の権利に付てハ種々の沿革ありと雖も其確定せらるゝに至りたるは権利法典發布の後なると以て單に其以後の法とのみを茲に説くべし権利法典に曰く王に請願するは惣て臣民の権利なり故に請願に付て人を禁錮ト若くハ之を刑に處するは不法のことなりとすと而トテ千六百六十九年庶民院が定めたる請願のことは権利法典のいふ所に比すれば一層明瞭なるが如し曰く弊害矯正の目的に向て庶民院に請願を提出するハ英國庶民固有の権利にして之と受くるハ庶民院の権利あり又曰く請願の性質及び事項より判断を爲して其受理すべきもの及び受理すべからざるものと定むるハ庶民院の疑ふべからざる権利あり云々と以上の如く請願と爲すの権利及び之を處置するの權利は明瞭に定まりと雖も請願の數年を追ふて増加する故に之を所置するに凡そ請願なるものは議員の手を歷て庶民院に提出せらるゝを要す請願は午前十時に提出するを定めとす五十年以前迄は請願を提出せんとする夥多の議員匿名投票より提出の順序を定め若一一点數多きときは直ちにこれを提出し朗讀

するを得ると雖も若し點數少きときは其日に於て之を提出するよと能はざるか如きことありしなり然るに爾來請願の數大に増加し千七百八十九年まで五ヶ年間に於て其數八百八十を千八百三十一年まで五ヶ年間又於て二万四千四百九十二とあり千八百七十七年まで五ヶ年間に於て九万一千八百四十六に増加し千八百二十六年より同しく三十一年までの間に請願の爲に費したる印刷費用一万二千磅に上るか如き有様なると以て庶民院は種々の方法と設けて請願取扱規則の改正を試みた千八百三十三年に於て庶民院は新に請願取扱の規則を設け先づ委員と設けて請願の種類分けを爲さしめ其大主意を書抜かしめ毎週二回之と議員に報告せしむること、爲せり此種類分け及び要点と書抜くこと行はるゝに至りたるか爲め庶民院は大に其時間を省略するを得ること、なれり既に前にも述べたるかごとく請願にして若し体裁と失するも或は請願の事項當を失すると庶民院に於て考ふるときには之と却下するの權を有すること勿論なり然らう請願なるもの如何なる体裁と具ふるを要するか又其事項は如何なるものあらざるへからざるかと云ふに第一請願なるものは書面に認めざるものなるを

調査する處となり庶民院より王室に上奏し之を英國に召喚して審判すべしと述べたることあり夫れ庶民院が委員を設けて調査を爲せる結果よりして遂に官吏の辭職と來ふす處の場合少からず例へば裁判官の如きハ國會よりの上奏に由りて其職を辭せざるべからず而して此上奏を爲すの端緒ハ一個人の請願議員の動議等に由りて開かるゝこと又是れあり必モ一も委員會の決議のみ由るにあらざるあり且此の如き上奏は貴族院よりも爲すと雖も先づ庶民院より始むるを法とす何となれば若一貴族院より之を始むる時には庶民院に於て同一事件に關し彈劾と爲さんと欲するに當り貴族院は審判を爲すに不適當ある地位とあると以てなり

庶民院若一請願若くは動議に由り官吏の辭職に關して上奏を爲さんとするの意ある時は委員會として一應の調査を爲さしむるのみならず其官吏の辯護も亦之を聞かざるべからず而して上奏と爲すべき事實ありと確認する時は上奏の文を議決して之と貴族院又通知するものとす貴族院若一調査と爲したる後庶民院と同一なる議決を爲すに於ては其旨を庶民院に通知して兩院より各委員を出づ

要し且削除書入れ等あきを要し且單に事情と陳述するに止まらず終りよ請願の言葉と載すると要し庶民院の特權を貴重するの言を含むを要し王室に不忠義あるか若くは法律に抵抗するの意其中に現はれざるを要す此等の体裁具はり此等の不都合なきに於ては請願ハ大概却下せらるゝことなきものと云ひざるべからず請願は議員之を提出するよ當り直に却下せらるゝものあり又ハ之を議院の卓上に置くべしと命ト撰拔委員の調査を經て而して後之を却下するふとあり今日に於て請願の權利漸く廣まりたることと知りんと欲せば過去の時代に於ける請願の却下せられたるものに付て之を見るに如くはなし例へば彼のケントの請願と稱せるものハ無禮の請願なりとして庶民院其請願と提出したる紳士と禁錮一たりと雖も若し彼の請願にして今日提出せらるゝあらば庶民院は決して之を無禮視するが如きことなかるべきなり

庶民院に於て特に委員を設け一箇人若くは政府中一省の處置と調査するよとは千六百八十九年に始まりたりと云ふ此時に當り愛蘭に於ける戰争に關してロンドンダレーの知事ランダレー大佐の處置宜しきと得ざるふとありて遂ニ庶民院の

上奏を爲さしむるあり

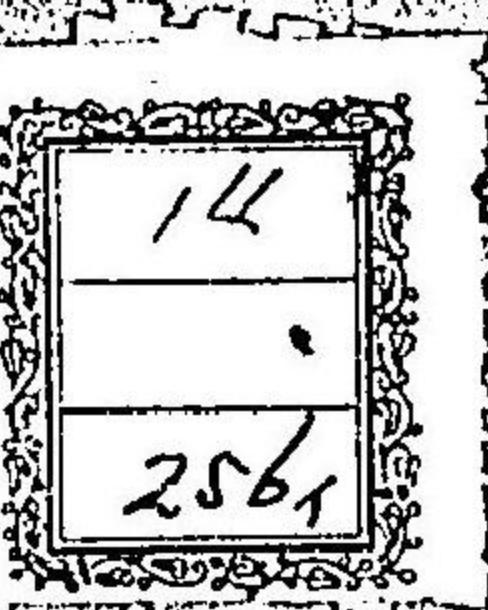
官吏辭職の爲に上奏を爲す處の國會の權利を述ぶるに當ては内閣諸大臣と國會との關係も亦述ぶるを要す即ち國會は如何なる方法に由りて内閣大臣と辭職せしむるかを述ふるゝ要するなり國會が上奏の手段に由りて一個の大臣の辭職を促す時は夫れか爲み内閣全体の政畧を批難するもと、解釋せらるゝことあり又只に一個人に止まりて全体に影響と及ぼることあり然れども通例此の如き場合に於ては内閣か連帶の責任と帶ふるを常とす然り而して國會が信用欠乏の投票を爲すの場合に於ては勢ひ内閣全体の辭職と來たさゝると得ざるなり信用欠乏の投票ハ國會開會の場合、又於ける勅語に對しての答へとして爲すと常とす即ち千八百四十一年及び五十九年の兩度に於て内閣ハ此信用欠乏の投票の爲に辭職すること、なれり去りながら國會か内閣と掣肘する手段は只信用欠乏の投票のみに限らず内閣の大臣に對し質問を爲すの手段に由り又ハ内閣の政策に反対する動議の手段に由りまたハ内閣の政畧と譴責するの手段に由りまたは重要な問題に付て議場に於て内閣と敗走せしむるの手段に由り掣肘を爲すと得へし然

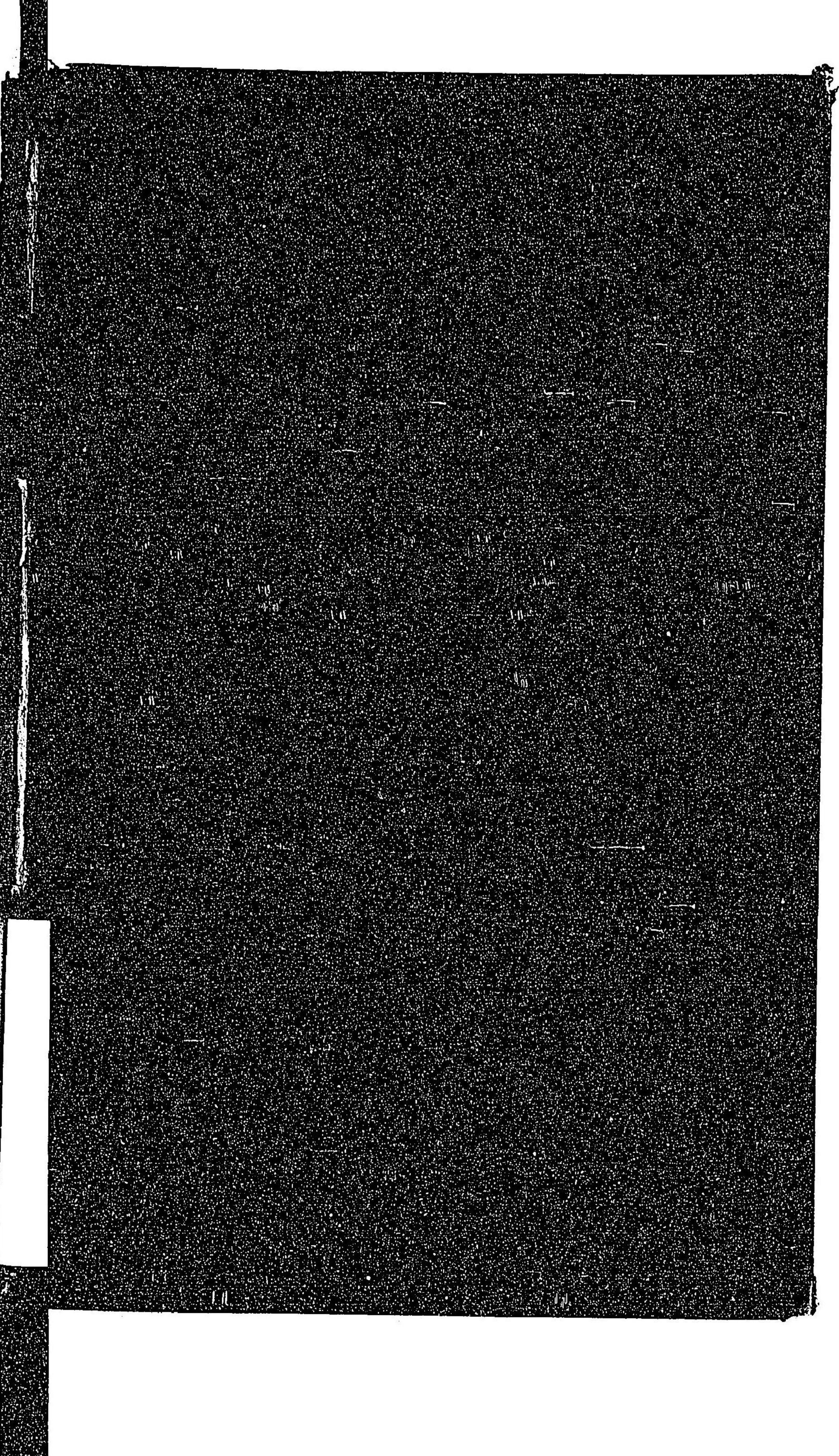
れとも是等は法律上の範圍内にて専ら憲法上德義の問題と云はざるべからざれを要するに國會特に庶民院が内閣を掣肘すること、彼の毎年國會を召集する習慣と同様く之を法律上のこと、云ふよりも寧ろ實際上のこと必要上のこと、云ふを以て適當なりとす若し國會として毎年集會せざる時は陸軍議案を可決するを得ず適用例即ち配當例と議決するを得ず夫れと同様く若し庶民院の多数斷然同額に反対する時は内閣ハ勢ひ其地位を保つて得ざるなり即ち此の如き場合に於ては王室は法律に背きて國會の議決を俟た老租税と徵収し政府を維持するか然らば内閣大臣を交迭せしめざるべからざる場合に於ては大臣と辞職せしめぞ國會を解散し更に輿論に問ふことあれども輿論も亦内閣に反対し物撰擧の時に當て再び内閣の政略に反対するものと出づすときは到底内閣ハ其地位を保つ能はざ王室は之をして辞職せしめざるを得ざるなり
以上専らハリストル、サー、ウヰリアム、アーレンソン氏のゼロード、ニンド、ガストン、オズゼ、コンスチユーションに由りて講義す此書ハ上下二卷に別れ第一卷は國會の事を論し第二卷は行政部の事を論するの順序なれども上巻のみ出版せられ

て二巻は未だ梓に上らる故に他日上梓を待て講述する處あるへし若し行政部の事を研究せんと欲せばトッド氏の著ペーリヤメンタリー、ガバーンメント最も適當なるへーと信す而して英國憲法に關する諸書の中に於て事實を説明するの点より云へはアンソン氏の著最新にして而して最も完全あるへく憲法論の上より云へはダイシーの著最新にして最も完全あり其他前に述へたるトッド氏の著を始めとしハジホット。ヒアンの如きは英國憲法を研究する者の参考書として缺くへかふさる著述なり

英 國 憲 法 終

明治三十二年十一月十八日合本記入





14

2561

(M)

031420-000-7

14-2561

英国憲法

高田 早苗／述

M21?

B BE-0005



